



## 不用品買い取りトラブルに ご注意ください

Q. 昨日、高齢独居の親の自宅に業者が訪問し、貴金属アクセサリーを安く買い取られてしまいました。返してもらえるでしょうか。

A. 事業者が消費者の自宅を訪問して物品を買い取る契約を特定商取引法では「訪問購入」と呼びルールを定めています。購入事業者が約束なく突然訪問すること、査定だけ依頼したのに買い取りをすること、予定と違う物品を買い取ることは禁止されています。買い取り時、購入業者は必ず契約書を交付する義務があり、物品の種類や特徴、購入価格、事業者の所在地・連絡先電話番号、クリーニング・オフに関する事項などの記載が必要です。契約書面の交付から8日間は書面等で申し出をすることに

より、クリーニング・オフできます。クリーニング・オフ期間内は売却品を引渡さず手元に置いておくことも可能です。この相談ではクリーニング・オフ期間内に通知をすれば、売却したアクセサリーを返却してもらえます。不用品処分のため査定に来てもらったら強引に大切な品を買い取られてしまったという相談は、特に高齢者に多く見受けられます。査定だけであっても信頼できる人に同席してもらい、一人で対応するのはやめましょう。また最近、訪問購入の事業者を装って訪問してきた人に見せた品を、自分が席を外した間に持ち去られ、連絡先も分からないという相談があります。この場合は警察に相談するよう助言しますが、物品が戻るのは非常に難しいと思われます。ご注意ください。

### 《消費者相談》

●平日の午前10時～正午、午後1時～4時＝市消費者センター☎  
042・473・4505

●平日および土曜・日曜日、祝日の午前10時～午後4時＝消費者ホットライン☎188